

## ABA 療育支援士倫理ガイドライン

NPO 法人 つみきの会

NPO 法人 つみきの会が認定する ABA 療育支援士は、応用行動分析学（ABA）に基づくクライアントの支援の社会的な重要性とその責任の重さを自覚し、クライアントの人権尊重と幸福の増進を最重要の任務と認識し、以下のガイドラインに従う。

### <一般>

#### ・人権の尊重

ABA 療育支援士は、クライアントの尊厳、自由及び人権を尊重する。

#### ・誠実さ

ABA 療育支援士は、正直で誠実であり、引き受けた責任を全うする。

#### ・法令遵守

ABA 療育支援士は、所属機関及び自己の職業に関する法令と倫理基準を遵守する。

#### ・差別の禁止

ABA 療育支援士は、その仕事関連の活動において、人種、宗教、性別、性的志向、障害などを理由に不当な差別をしてはならない。また自分が持つ偏見に直面し、それを正す努力を続ける。

#### ・搾取の禁止

ABA 療育支援士は、自分の優位な立場を利用して、クライアントやその関係者から法外に高額な報酬を取るなど、不当な利益を得てはならない。

#### ・二重関係

ABA 療育支援士は、自分がサービスを行うクライアントやその関係者（親など）と個人的な関係を持つことをなるべく控える。また高額な贈り物や便宜を受けないようにする。

#### ・能力の範囲内

ABA 療育支援士は、自らの能力の範囲内でサービスを行う。依頼された問題が、自分の能力を超えると判断した場合は、依頼を断り、適切な他の専門家を紹介するよう努める。また積極的に他職種の専門家と連携する。

#### ・自己研鑽の義務

ABA 療育支援士は、つみきの会が提供する研修会などに積極的に参加し、常に知識をアップデートするよう努める。

### <クライアントの保護>

#### ・効果的な療育を受ける権利

クライアントは、効果的な療育を受ける権利と危害から免れる権利を有する。ABA 療育支援士は、可能な限りエビデンスに裏打ちされた、効果的な療育をクライアントに提供しなければならない。

#### ・クライアントの同意（インフォームド・コンセント）

クライアントは、療育に参加するかどうかを含めた、療育の目標や手続の選択の自由を有する。ABA 療育支援士は、クライアントまたはその法定代理人に、あらかじめ療育の目標や手続についての

希望を聞き、それらを尊重した支援計画やプログラムを立て、内容について十分説明したうえで、クライアントやその代理人の同意を得なければならない。

- ・クライアントと代理者の関係

療育依頼者がクライアントと別人の場合（親・公共機関など）は、それらの人々の利益よりもクライアント自身の利益を優先しなければならない。

- ・個人情報の保護

ABA 療育支援士は、個人情報保護法に則り、クライアントの個人情報を厳重に保管しなければならない。ABA 療育支援士は、法律が認めた場合を除いては、クライアント本人または法定代理人の同意なしに、クライアントの個人情報を開示してはならない。

- ・サービスの終了

ABA 療育支援士はクライアント側の希望か、自らの側のやむを得ざる事情がある場合を除いて、一方的にクライアントへのサービスを終了することはない。やむを得ずクライアントへのサービスを終了するときは、必要に応じて代替りのサービス提供者を紹介するなど、適切な移行サービスを提供する。

## <ABA の適用>

- ・ABA 療育の目的

ABA 療育支援士は、ABA に基づく療育・支援を行うにあたって、クライアントにとって望ましい行動を形成し、強化し、般化させることを第一の目的とする。

- ・ABA の基本原理

ABA 療育支援士は、療育・支援方法を選択するにあたって、常に ABA の基本原理に依拠し、エビデンスの確立された技法がある場合は、それを優先的に用いる。

- ・データの収集

ABA 療育支援士は、療育手続の実施に先立って、アセスメントを実施し、そのデータを元に療育手続を立案する。また事前、実施の過程、及び事後に標的行動のデータを取り、療育手続の有効性を検証する。その結果、効果が認められない場合には、手続を遅滞なく中止または修正する。

- ・弱化手続の使用

ABA 療育支援士は、弱化手続よりも強化手続を優先的に用いる。弱化手続は、他の方法が有効でない場合にはじめて正当化される。その場合でも、正の弱化手続より負の弱化手続が優先されるべきである。やむを得ず正の弱化手続を用いる場合は、あらかじめクライアントまたは法定代理人に、その目的、手続、効果についてわかりやすい言葉で説明したうえで、文書による同意を得る。その場合でも、体罰に当たるような強い苦痛刺激は決して用いない。また弱化手続をとる場合は、事前、事後に記録を取り、手続の有効性を常にチェックする。有効でないことが分かれば、直ちに中止する。

- ・負の強化手続の使用

ABA 療育支援士は、拒否の意思表示（「やめて」）を教えるなど、やむをえず負の強化手続を用いる場合には、有効性を確保できる限りで、できるだけ苦痛の少ない方法を用いる。体罰に当たるような強い苦痛刺激は決して用いない。また事前にクライアントまたはその法定代理人に、その目的、手続、効果についてわかりやすい言葉で説明したうえで、文書による同意を得る。

- ・消去手続の使用

消去手続は単独では用いず、常に分化強化と併用する。

- ・最小制約原理

ABA 療育支援士は、療育手続を実施するにあたって、同等の有効性を持つ複数の方法があるときは、最も制約の少ない手続を採用する。例えば字を書くことを教えるとき、身体プロンプトでもモデリングでも同等の効果が期待できるなら、モデリングを選択する。

<公的発信>

- ・研修会などでのケース発表

学会、外部研修会などで担当ケースについて発表する場合には、クライアントの名前を伏せるなど、個人情報特定されないよう、細心の注意を払う。クライアントの映像を用いる場合は、クライアントまたはその法定代理人の事前の文書による承諾を得る。

- ・SNS 等での発信

ブログ、インスタグラム等で、自身の臨床活動について発信する際には、同業者の研修会などでの発表以上に、クライアントの個人情報が特定されないための厳重な措置をとる（名前など個人情報が特定される可能性のある情報を伏せる、事実関係を一部変更するなど）。クライアントの映像を用いる場合には、クライアントまたは法定代理人の事前の文書による同意を得る。また顔にボカシを入れるなど、プライバシーの保護のために必要な措置をとる。

- ・虚偽・誇大宣伝の禁止

ABA 療育支援士は、ホームページ、SNS 等で、虚偽の情報を流布したり、誇大な宣伝をしてはならない。

<その他>

- ・違反行為への対応

ABA 療育支援士は、他の ABA 療育支援士がこの倫理ガイドラインに反する行動をとっていることを知った場合は、違反行為をやめるように説得する。説得に応じない場合は、つみきの会事務局に通報する。

2024 年 8 月 7 日